

国際金融規制とワインの規制

原田 喜美枝

(証券アナリストジャーナル編集委員会委員)

1. はじめに

国際金融規制が複雑になったことに異を唱える人はいないだろう。2008年9月のいわゆるリーマンショック後、同年11月のG20（ワシントンD. C.サミット）にて、金融システムの脆弱性が指摘され、翌09年のG20（ロンドンサミット）では危機防止のために金融危機への迅速な対応が議論され、この8年足らずの間に国際金融規制は大きく進展した。

BCBS（バーゼル銀行監督委員会）などの国際的規制機関だけでなく、各国の監督当局、自主規制機関などからも規制強化策が打ち出されている。規制が強化された結果、規制間の整合性を図る必要性が生じるなど、複雑度合いは深化している。日々発表される新規制や市中協議文書等を把握するだけでも大変な作業となり、コンサルタント会社に依存している金融機関も多い。今や累積的な副作用が懸念される状況に至っている。

本稿の目的は、国際金融規制の大きな枠組みを示すと同時に、ワインに関する規制を織り交ぜ、国際金融規制を少しでも身近に感じてもらうことにある。ワインの世界にも細かな規制が存在し、

国際金融規制と同様に複雑な面がある（注1）。

例えば、欧州では、各国にワインの規制（ワイン法）があったところへ、EUのワイン法が08年に定められている（注2）。EUワイン法は各国内のワイン法に優先するため、各国はEUワイン法へ対応しなければならない状況となっているが、現状は、両者が併存している。イタリアの高級ワインのボトルにD.O.C.G.と書かれたシールが貼られていたり、フランスワインのラベルにAppellationとContrôléeの間に原産地呼称名として村や地区・地域の名前が入るのは、各国の法律に基づくからである。これら産地呼称は、EUのワイン法では、PDOやPGI（PDOはProtected Designation of Originで原産地呼称保護、PGIはProtected Geographical Indicationで地理的表示保護、と邦訳されている）となり、別物である。

2. 国際金融規制とは？

金融危機後の国際金融規制においては、G20（“Group of Twenty”の略、G8に参加する8カ国にEU、新興経済国11カ国を加えた20カ国・地域からなるグループ）での決定を受けて、09年

（注1） 筆者は、日本ソムリエ協会ワインエキスパート。

（注2） 08年に定められたのは基本原則であり、理事会規則のことを指している。EUのワイン法は単一の法令ではなく、幾つかのEUの理事会規則と欧州委員会の施行規則からなる。